

# 福祉ネットNEWS

NO. 36 '16. 7. 30

議員控室：0797-77-2114

きよし福祉ネット

〒665-0816 宝塚市平井 2 丁目 15-1

Tel&fax：0797-82-3500

e-mail：kiyoshinet@jttk.zaq.ne.jp

井上きよしオフィシャルホームページ

[井上きよし](#) [検索](#)

障害者差別解消法が施行されて、はや4か月がたとうとしています、何か変わったと感じられていますか？ 宝塚市役所の中にいると、よく「合理的配慮」という言葉を聞く機会が多くなったと感じられます。しかし、その「合理的配慮」の解釈については、法律の研修を受けているにも関わらず、職員によってとらえ方がまちまちで、混乱しています。私としては、講演を聞くなどの受け身の研修でなく、今回集まった事例（良い例・悪い例）をもとに、グループワークを、当事者を交えておこなう事が大事だと思います。例として、重度の障害がある方から、「市営住宅の申し込みの際に「障害の程度、心身の状況、受けている介護の内容」を聞かれ、次回介助者同伴での面接を言い渡され、非常にいやな思いをした。」との訴えがありました。市条例では市営住宅入居申し込みの際に障害について尋ねることになっていますが、障害者のみ個人情報が必要なのでしょうか。障害者の差別につながるのかどうか、それぞれの立場で考えていく機会も必要かと思えます。

宝塚市では、今年10月の「手話言語条例」施行に続き（県内では10番目になるかも?）2017年1月には「障害者差別解消条例」が施行されます。

皆が暮らしやすいまちをつくるため、これからもがんばってまいりますので、ご支援・ご協力よろしくお願いいたします。

井上きよし

## 宝塚市障害者スポーツ協会が発足

2016年1月31日、障害者スポーツ指導員、市内障害者スポーツ団体、障害者団体、障害者児の親の会の団体を中心となり、宝塚市障害者スポーツ協会が発足しました。スポーツを通しての障害者の健康維持と社会参加や、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しめる機会や環境をつくることを目的としています。（6月には宝塚市体育協会にも加盟しました）

この日は設立総会のあと、障害者スポーツ体験会が行われ、加盟団体のポッチャ・風船バレー・吹き矢・サウンドテーブルテニスの協力のもと、参加者は楽しい時間を過ごしました。今年の9月25日に、障害者スポーツ体験会を（4ページに詳しい案内を載せています）、2017年1月14日には、スポーツセンターでイベントを行うなど、これからも楽しい企画を計画していきます。どんどんご参加を！



# 議会報告

6月一般質問 6月17日

2016年度は、障害者差別解消法の施行をはじめ、障害関係の法律が成立、改正されています。中には、成立後すぐに施行された法律もあり、自治体の即時の対応や体制の整備が求められているものがあります。しかし、多くが「これから考えます」の答弁で、体制を見直す計画もないものもあります。また、業務の増加が予想されるのに、担当部署の強化すらされず、宝塚市としての取り組みにも疑問を感じました。

## 【質問1】

宝塚市には発達障害児や保護者を支援する制度やサービスが少ない。「宝塚市第4次障害者施策長期推進政策」では整備の推進や課題が記載されている。課題解決に向けての具体的な動きはあるのか。

答弁（以降答）発達障害の早期発見のため、乳幼児健診時の情報発信3歳児検診案内での発達障害の説明や相談先案内のパンフレット同封など、保護者の気づきや理解を促すように努めている。こども発達総合相談での児童発達支援事業の案内をしている。子ども発達支援センターでは、発達状況をたからっこノートに記録し、就学への引き継ぎで活用している。利用親子教室の実施、障害児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を実施している。各学校園では教職員への研修や子どもの情報共有を行っている。巡回相談や学校園訪問相談事業で、専門家や医師が教員への助言を行う。こども支援サポーター心理相談員を全市立小学校に配置。学校生活支援教員が県から3名配置されているが、市内全学校での通級指導が困難。通常学級在籍の発達障害のある子どもの教育支援・指導計画作成の必要性。市障害者就労・生活支援センター（あとむ）で就労支援、3か所の相談支援事業所にて生活の相談。宝塚市内に県事業の発達障害者支援センターがあり、支援者への情報提供や研修を行っている。今回の発達障害者支援法の改正により、関係機関・担当部署の連携強化が課題。今後も発達障害者の支援体制の整備に努めていく。

## 【質問2】

①障害者の市職員採用について以前の質問に対し「募集時には応募しやすく採用時には仕事がしやすいように合理的配慮指針が国から出されている」との答弁。市の指針内容は。知的・精神障害者の市職員採用についての考えは。②市職員が成年後見人をつけると地方公務員法により失職してしまう。条例を制定し、失職を防ぐ必要がある③市職員採用後の障害特性にあった「合理的配慮」のガイドラインはあるのか。

(答) ①本年度実施の障害者枠採用試験では、全ての障害者が受験できるようにする。知的・精神障害者の受験では、一人一人に聞き取りや相談を行い、各々必要な合理的配慮を検討し、また採用後の配慮も不可欠であると認識している。②先進自治体の事例を研究し、国の動向を見ながら検討していく。③現在、身体障害のある職員へは障害に応じた配慮を行っている。知的・精神障害者の採用時には、個別に本人と職場環境について話し合い、対応していくことが必要と考える。

## 【質問3】

障害者差別解消法等、障害児者に関わる新法や法改正が続いている。障害者施策長期推進計画・障害者福祉計画は、法に則した見直しを行うのか。

(答) 国の障害者施策の大幅な見直しや社会情勢の大きな変革があった場合は、必要に応じ計画を見直す。国の法施行や法改正を踏まえ、本年度長期推進計画の見直しを行う。2018年度からの次期の障害者福祉計画は、関係する法改正を踏まえ策定する。

## 【質問4】

①市立養護学校の看護師が28年3月末に2名退職し、生徒の介護に保護者が学校に通っている状況である。どう考えているのか。補充や採用についてのシステムはあるのか。

②27年度の予算委員会で市立養護学校育友会室改築について質問した。現在の状況は。

(答) ①2016年度当初には看護師定員数を配置できず。現在は4名配置。学校教育課所属の看護師が特別支援学校への応援も行い、保護者負担の軽減に努めている。今後も継続的な募集を行う。②建物の老朽化の現状は確認しており、改善が必要の認識はあるが、他の多くの学校でも校舎が老朽化。建てかえや改修以外の方法についても検討。

## 【質問5】

今回の市役所人事異動で、福祉推進室の室長・障害福祉課長・副課長が異動し、補充はなかった。また一般職の異動は3年連続新人で、全体的に1名減となった。国の新法や改正法およびそれに関する通達等への対応、人事管理、市民対応等一元的にまとめるのは誰がするのか。市役所の業務遂行部署として適正な人員配置といえるのか。

(答) 副課長級制度廃止の方針の中で減員し、社会福祉士を配置。障害者福祉課職員の不足は認識。専門職の配置も含めて検討し、適正な職員配置に努める。

# information

法律の改正について

1. 発達障害者支援法が改正されました。

今回、「発達障害者への支援は社会的障壁を除去するために行う」という基本理念が追加され、発達障害のある人にとって生きやすい社会を目指すための法律として前進しました。

◎「発達障害者支援法」改正のうち、重要なポイント

1. 発達障害者の支援は「社会的障壁」を除去するために行う
2. 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援。教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携
3. 司法手続きで意思疎通の手段を確保
4. 国及び都道府県は就労の定着を支援
5. 教育現場において個別支援企画、指導計画の作成を推進
6. 支援センターの増設
7. 都道府県及び政令市に関係機関による協議会を設置

2. 障害者総合支援法および児童福祉法の一部が改正されました。

(1) 障害者の望む地域生活の支援

- ①自立生活援助 ②就労定着支援 ③重度訪問介護の入院時の利用
- ④65歳になった障害者が介護保険の料金でなく引き続き障害福祉サービスの料金で利用。

(2) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①外出困難な重度障害児への居宅訪問（発達支援）②乳児院・児童養護施設の障害児への発達支援のための保育所訪問支援③医療的ケア児への自治体での保健・医療・福祉等の連携に努める④自治体における障害児福祉計画の策定

(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具等、障害児への貸与の活用 ②都道府県がサービス事業所等の情報公開 等

## 障害者スポーツ体験会のお知らせ

日時：9月25日（日）13～16時

★申込不要

場所：末広体育館

持ち物：上履き（体育館用シューズ）飲み物

☆障害のある人もない人もともに楽しめるスポーツイベントです

- ・ニュー・スポーツ  
（どんなスポーツかは  
当日のお楽しみ♪）
- ・フライングディスク
- ・ブラインドテニス